○国土交通省令第二十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。 七の二～四十八　（略） （用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十三　（略） 十四　所有者不明土地の利用の円滑化等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。第六十四条の二第二項第二号及び第百三十二条第十一号において同じ。）を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。 （土砂処分管理官） **第五十五条の十四**　北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、土砂処分管理官一人を置く。 2　（略） （用地補償・土地調整管理官） **第六十四条の二**　用地部に、用地補償・土地調整管理官一人を置く。 2　用地補償・土地調整管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を整理する。 一　直轄事業に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。 二　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務で重要事項に関すること。	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。 七の二～四十八　（略） （用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十三　（略） 十四　所有者不明土地の利用の円滑化等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。第百三十二条第十一号において同じ。）を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。 （土砂処分管理官） **第五十五条の十四**　北陸地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、土砂処分管理官一人を置く。 2　（略） （用地補償管理官） **第六十四条の二**　用地部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、用地補償管理官一人を置く。 2　用地補償管理官は、命を受けて、直轄事業に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 （新設） （新設）